

# 島根県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付要綱

制定 令和8年3月27日付け森第991号

## (趣旨)

第1条 知事は、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業主体に補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付の対象等)

第2条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業区分、事業主体及びこれに対する補助率等は、別表に定めるところによる。

## (交付申請)

第3条 事業主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## (帳簿等の保存)

第4条 事業主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業完了の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

本交付要綱に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

## (書類の提出)

第5条 この要綱に基づき事業主体が知事に提出する書類は、1部とし、所管の隠岐支庁、農林水産振興センター又は地域事務所を経由し、森林整備課へ提出するものとする。ただし、公益社団法人島根県林業公社は森林整備課へ直接提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第6条 知事は、第3条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に消費税等仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 事業の実施につき必要な事項は、本要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

別表

事業区分	事業主体	補助率等
1 植替活動支援	(1) 森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人をいう。） (2) 島根林業魅力向上プログラム登録事業体 (3) 森林経営計画の認定を受けた者	森林所有者に対して対象森林（※1）の伐採及び花粉の少ない苗木等（※2）への植替え等の働きかけを行い、森林経営計画の策定又は変更を行った場合、植替活動金を交付 定額 1ヘクタール当り 120,000円
2 植替促進支援	(1) 森林所有者	植替活動支援により森林経営計画の策定又は変更を行った対象森林（※1）において、花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採を行った場合、以下の施業条件に応じて植替促進費を交付 ① 伐採作業をチェーンソーで行う場合 定額 1ヘクタール当り 350,000円 ② ①以外の場合で、本事業で作成された森林経営計画又は提出された伐採及び伐採後の造林の届出に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合 定額 1ヘクタール当り 250,000円

※1 スギ花粉発生源対策推進方針（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知。以下「推進方針」という。）に基づき設定する「スギ人工林伐採重点区域」のうち、森林経営計画における主伐が計画されていない森林

※2 花粉の少ない苗木（推進方針の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。）、カバノキ属及びハンノキ属を除く広葉樹苗木並びにスギ及びヒノキを除くカラマツ、アカマツ等の針葉樹苗木

島根県知事 様

住 所  
団体名  
代表者の職及び氏名

令和○年度 島根県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付申請書

下記のとおり、島根県花粉の少ない森林への転換促進事業を実施したので、島根県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業内容及び経費の区分

別紙 島根県花粉の少ない森林への転換促進事業実績書のとおり

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 植替活動支援に係る資料

- ・森林経営計画書（写し）
- ・森林経営計画認定書（写し）
- ・委託契約書等（写し）
- ※森林所有者が本事業に同意していることが分かる資料
- ・その他必要に応じて知事が求める資料

(2) 植替促進支援に係る資料

- ・森林経営計画書（写し）
- ・森林経営計画認定書（写し）
- ・森林経営計画に係る伐採等の届出書（写し） 等
- ・測量を行っている場合は、スギ伐採範囲の測量図面及び測量データ
- ※交付対象は、花粉の少ない苗木の植栽面積ではなくスギの伐採面積となる。
- ・本要綱別表の②の場合、伐採地、作業道及び集積地（土場）が掲載され、伐採地の中心から集積地までの距離が計測可能な図面
- ・その他必要に応じて知事が提出を求める資料

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
団体名  
代表者の職及び氏名

令和〇年度島根県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金の消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定及び確定のあったこの事業について、  
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等交付規則第11条に基づく確定額 金 円  
(令和 年 月 日付け指令 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

注）3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。